

木のおもちゃ貸出要領

1. 貸出するもの

	プール直径	フェンス枚数	木球数	子供数
ボールプール (国産ヒノキ)	1.2m	6枚	2,800個	2～3人

2. 貸出対象

長崎県または平戸市に登録のある市内保育施設 ※こども園・保育所等

3. 貸出期間

園児数 30人以下…1ヶ月

31人以上…2ヶ月 ※一度の貸出最大期間は2ヶ月とする

4. 貸出方法

平戸市緑化推進委員会事務局（以下事務局という）が回収・設置を行う

※平日 9時～16時

5. 貸出申請

申請フォームより必要事項を入力

※貸出状況により貸出時期の調整を行う

6. 貸出条件

(1) 人の配置について

借用者は、適切な人員を配置し、使用中の事故を防止すること。おもちゃの取り扱いに注意し、紛失、汚損及び破損を防止すること。また、「国産ひのきを用いていることの紹介」や「木のおもちゃの遊び方の紹介」をするなど、「木育」の普及啓発に努めること。

(2) 取り扱いについて

- ①使用前におもちゃの破損状況を確認し、危険と判断されるものを発見した場合は使用を中止し、又は使用中に破損した場合は、破片に十分注意し、使用を中止することとする。
- ②屋外や固い地面（コンクリート舗装等）に直接設置しないこと。
- ③濡れた手や汚れた手、土足で使用しないよう注意喚起を行うこと。
- ④貸出し物品が紛失、汚損又は破損した場合、実績書に記載するとともに

に、事務局に対応を協議すること。

⑤設置する際は、必ず付属のマットを使用すること。

(3) その他

①貸出承認書の記載内容以外の使用を禁止する。

②おもちゃの使用中の事故に関して、事務局は一切の責任を負わないものとする。

③故意又は重大な過失によりおもちゃに使用不可能となる損傷等があった場合、事務局は借用者に対し、賠償を求めることとする。

7. 返却手続きについて

期間終了後、借用者は、感染症等対策のため除菌アルコールタオル等で汚れを落とすとともに、事務局へ返却の連絡をすること。返却時については、事務局立ち合いのもと、おもちゃの種類と数量を確認すること。

また、報告フォームより必要事項を記入し、実施状況写真を添付したうえで、報告するものとする。